

報告第7号

平成30年度北本市公営企業の資金不足比率の報告について

平成30年度北本市公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年8月28日

北本市長 三 宮 幸 雄

平成30年度北本市公営企業の資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
北本市公共下水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模（536,995千円）を算定

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」として記載